

## アド通パック約款

### 第1条（本約款の目的）

本約款は、アドレス通商株式会社（以下、「当社」といいます。）がお客様に提供する、パッケージ物流サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用契約（以下、「本サービス利用契約」といいます。）の内容を定めるものです。

### 第2条（契約の成立）

当社・お客様間の本サービス利用契約は、お客様から本契約約款の内容を承諾の上、当社所定の本サービス利用申込書をご提出いただき、当社が同申込を承諾する旨の通知をお客様宛に発した時点で成立するものとします。

### 第3条（当社が提供する本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。

- （1）お客様からお預りした商品の当社倉庫内での管理  
（以下、当社倉庫内で管理する商品を「在庫商品」といいます。）
- （2）お客様の指示に基づく、在庫商品の検品・ピッキング・梱包及び出荷
- （3）入荷履歴・出荷履歴・在庫状況の一元管理、及び同管理情報のご提供  
（以下、「ASP サービス」といいます。）

なお、本サービスの内容は、当社の都合により変更される場合があります。この場合、当社は、変更内容を、当社ホームページ（<http://www.adotsu.co.jp/>）上に掲載する方法により告知するものとします。

### 第4条（荷受の方法等）

当社がお客様からお預かりする商品の荷受は、当社の指示する方法により、当社指定の場所に納入する方法により行って頂きます。なお、当社の指定する休業日は、荷受を行うことができません。

### 第5条（商品の保管方法）

- （1）当社は、善良なる管理者の注意をもって、お客様からお預かりした商品

を管理します。

(2) 特殊な保管方法を要する商品については、納入に先立って、お客様からあらかじめ指示を受け、当社が承諾した範囲内に限り、実施するものとします。

(3) 本条(2)に定める場合のほか、当社は、お預かりした商品について、特殊な保管方法を実施しません。

## 第6条 (業務委託料)

お客様から当社にお支払い頂く業務委託料は、以下のとおりとします(消費税別途)

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 契約金  | 100,000 円  |
| (2) 基本料金 | 月額金 50,000 円 (倉庫スペース 2 坪の保管料を含む)                     |
| (3) 従量料金 | ASP の利用 30 円/件<br>商品の発送 1 件目 600 円<br>2 件目以降 450 円/件 |

(商品の発送費用には、配送料の他、梱包資材費及び作業費用を含みます。なお、沖縄県または離島等、当社が別途指定する特定の地域への発送については、商品 1 件当たり 1,500 円の追加料金が発生するものとします。)

なお、一梱包あたりの重量が 2kg を超える場合は、当社所定の追加料金が発生するものとします。

(4) 追加基本料金 倉庫スペース 2 坪(基本)から 1 坪増加するごとに、6,000 円加算(月額)

(5) 上記にかかわらず、利用見込数量、商品特性などにより、個別に料金設定をする場合があります。その場合には、個別に書面をもって内容を確認するものとします。

## 第7条 (業務委託料の支払条件)

お客様は、当社に対し、本サービス利用契約に基づく前条の業務委託料を、以下の支払条件に従って、当社の指定する下記の預金口座に振り込む方法により支払うものとします。

(1) 契約金 本契約締結後、速やかに支払う。

(2) 基本料金 (追加基本料金を含む。以下、同様。)

毎月末日に締め切り、当社が請求した分につき、翌月末日に支払う。

ただし、本契約が、利用開始日から満 1 年を経過する前に、お客様の債務不履行その他お客様の帰責事由に基づく解除、またはお客様からの中途解約により

終了したときは、お客様は、当社に対し、12ヶ月分の基本料金から、既に支払済の基本料金を差し引いた残額（1ヶ月に満たない部分は、日割計算）を一括して、契約終了月の翌月末日限り、支払う。

（3）従量料金 毎月1日から末日までで締めた出荷件数に応じた従量料金を集計し、同集計結果を記載した請求書を当社からお客様に送付の上、同金額（1円未満の端数は四捨五入）を、締日の翌月末日（末日が銀行休業日の場合は、直前の営業日）限り、支払う。

#### 記

（振込先口座）

三菱東京UFJ銀行 西葛西支店 当座 9003410 「アドレス通商株式会社」名義

#### 第8条（管理対象商品に関する制限）

（1）本サービスの対象商品は、原則として以下の条件を充足するものに限るものとします。

1. 当社が標準として用意する梱包資材（約 W500×L350×H340mm）に収納できるサイズの商品であること
2. 運送に適さない荷造りを要する商品ではないこと
3. 当該商品を保管または運送することが、法令の規定または公序良俗に反するものではないこと
4. 火薬類等の危険物、腐食しやすい商品、不潔な商品等、倉庫保管中に、他の商品等に損害を及ぼす虞のある商品ではないこと
5. 原稿、原図、テープ・フィルム等の電磁的記録等、滅失または毀損した場合に再生不可能な媒体ではないこと
6. 生動物ではないこと
7. 銃砲刀剣類、禁止薬物、猥褻物等の禁制品ではないこと
8. 遺骨・位牌・仏壇等、代替性のない主観的価値を有するものではないこと
9. 受験票・パスポート・車検証・各種チケット類等、再発行が困難であるか、または再発行に煩瑣な手続を要する書類ではないこと
10. 個人情報が入録されているもの等、特段の注意を要するものではないこと
11. 単価が30万円を超える高価な商品ではないこと
12. 当社倉庫内での保管に適しない商品ではないこと
13. その他、当社の指定する運送会社から引受を拒絶される商品ではないこと

と

(2) お客様が、本条(1)①のサイズを超える商品の取り扱いを希望される場合は、その取扱の可否、及び取扱可能な場合の料金について、別途当社とお客様との間で協議の上、決定するものとします。

#### 第9条(在庫商品の出荷)

(1) 当社は、前日午前11時から当日午前11時までの間に、お客様から当社所定の方法により出荷指示がなされた商品について、出荷指示を受領した旨を電子メールにてお客様宛てに送付の上、同出荷指示受領確認を行った対象商品について、これを当日中にお客様の指示する納品先に向けて出荷します(ただし、納品先は、日本国内に限ります)。

ただし、以下のいずれか一に該当する事由があるときは、当日中に出荷できない場合があります。

1. 出荷を指示された対象商品が、特別な物流加工業務を要するとき
2. 出荷指示数量が当社の作業容量を超えるとき
3. 天災地変、交通機関に発生した障害、物流業者側の事情その他、当社の責に帰し得ない事由により、当日中の発送が困難であるとき
4. その他、通常の工程で出荷することが困難な事情が存するとき

(2) お客様からなされた出荷指示を当社が承諾したことの確認は、当社からお客様に送付される受領確認の電子メールを、お客様の責任においてご確認いただく方法によって行うものとし、当社は、受領確認の電子メールを送信した対象商品についてのみ、出荷の義務を負うものとします。

(3) 本条(1)ただし書の場合、当社はおお客様に対し、出荷指示当日中に発送できない旨を、(1)ただし書に該当する各事実が判明次第、速やかに通知するものとします。

(4) お客様からなされた出荷指示内容の変更は、当社による出荷作業が未了で、変更が可能な限度でのみ有効とします。

#### 第10条(出荷指示に関する制限)

お客様から当社に対する出荷指示は、1ヶ月5000件を上限とします。

ただし、お客様が上限を超える出荷指示を希望される場合は、当社とおお客様の取引実績及び対象商品の内容等を勘案し、その可否を当社において決定します。

## 第 11 条（機密保持）

当社及びお客様は、本契約に基づいて知り得た相手方の営業上または技術上その他の機密情報を秘密に保持し、これを相手方の事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではありません。

- （１）知得した時点で既に公知であった情報
- （２）開示を受けた時点で、被開示者が既に知得していた情報
- （３）開示後、被開示者が正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- （４）法令等により開示を義務づけられている情報

## 第 12 条（権利譲渡等の禁止）

（１）お客様は、本契約に基づいて取得した権利または地位を第三者に譲渡し、または担保の用に供することはできません。

（２）お客様は、当社に管理を委託した商品を、当社の管理下に置いたまま担保の用に供することはできません。

## 第 13 条（申込書の記載事項に変更があった場合の通知）

お客様は、商号、代表者、本店所在地、電話番号その他、申込書記載の事項について変更があったときは、出来る限り事前に、速やかに当社に通知しなければなりません。

## 第 14 条（本サービスの提供の停止）

（１）当社は、以下の各号のいずれか一の事由が生じたときは、お客様への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。

1. ASP サービスの用に供する機器またはプログラム等の不具合により保守の必要が生じたとき
2. その他、技術的理由により本サービスの提供が不能となったとき
3. お客様に、業務委託料の不払い等、本契約に違反する行為があったとき

（２）当社は、ASP サービスの用に供する機器またはプログラム等の定期的な保守点検を行うため、事前にお客様に予告した上で、本サービスの提供を一時的

に停止することができるものとします。

(3) 当社は、本条(1)または(2)所定の事由により本サービスの提供を停止したことに起因してお客様が損害を蒙った場合であっても、20条(1)3に定めるほかは、何らの責任をも負わないものとします。

#### 第15条 (当社の責めに帰し得ない事由による本サービスの提供不能)

電気通信事業者の回線またはサーバーの不具合、お客様の利用する機器またはソフトウェアの不具合その他、当社の責めに帰し得ない事由に起因してお客様が本サービスを利用できない場合であっても、当社は第6条所定の業務委託料の返還義務を負わず、その他何らの責めをも負いません。

#### 第16条 (パスワードの管理等)

(1) お客様は、当社から提供されるパスワードを、すべてお客様の責任において管理するものとし、これを第三者に開示してはなりません。

(2) 事由のいかんを問わず、お客様のパスワードが第三者により不正に使用され、またはお客様の過誤で使用された場合であっても、これらの使用は、すべてお客様による利用とみなします。ただし、当社の故意または過失によりこれらの使用が発生した場合はこの限りではありません。

(3) 本条(2)本文所定の行為によりお客様に損害が発生した場合であっても、当社は何らの責任をも負いません。

#### 第17条 (契約期間)

(1) 本サービス利用契約の契約期間は、申込書記載の申込日から1年間を経過した日の属する月の末日までとします。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに、当社・お客様のいずれからも別段の意思表示がなされないときは、本契約は従前と同一の条件でさらに1年間、更新されるものとし、以後も同様とします。

(2) 当社及びお客様は、1ヶ月以上の告知期間をおいて告知することにより、いつでも本サービス利用契約を将来に向かって解約することが出来るものとします。この場合、本契約は、解約告知の到達日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日をもって終了するものとします。

(3) 前項により本サービス利用契約が中途解約された場合であっても、当社が受領済の金員は、契約金、基本料金(前払分を含む)その他名目のいかんを問わず、これを返還しません。

## 第 18 条（契約の解除）

（１）当社は、お客様が本契約のいずれか 1 つの条項に違反したときは、相当の期間を定めて催告のうえ、同催告期間内に違反が是正されない場合、本契約を解除することができるものとします。

（２）当社は、お客様が次のいずれか 1 つの事由に該当する場合、お客様に対する催告手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当社が損害を被ったときは、お客様は遅滞なくその損害を賠償しなければなりません。

1. 支払を停止し、または破産、民事再生、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立があったとき。

2. 自ら振出した手形又は小切手を不渡りとし、または銀行取引停止処分を受けたとき。

3. 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき。

4. 差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申立てを受け、または公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

5. 資本減少・合併・解散・営業の廃止もしくは営業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議を行い、または資産もしくは信用状態に重大な変更を生じたとき。

6. 任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。

7. 取扱対象商品の内容等について、虚偽の申告がなされたとき。

8. 申込書の記載事項に虚偽があったとき

9. その他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

## 第 19 条（契約終了時の在庫品の引取）

（１）本契約が終了したときは、お客様は、当社がお預かりしている在庫品を、速やかに引き取るものとします。ただし、お客様から当社に対する未払債務が存在するときは、当社は、未払債務の支払がなされるまで、在庫品返還を留置することがあります。

（２）本契約が終了したにもかかわらず、お客様が在庫品の引取りを行わない場合には、当社は、相当期間を定めて催告の上、在庫品を処分することができるものとします。この場合、お客様は、当社が行った在庫品の処分について、何らの異議をも申し述べることはできません。

## 第 20 条（損害賠償の範囲）

(1) 債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず、本サービス利用契約に関連してお客様に損害が発生した場合、当社が負担する損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により直接生じた通常損害の範囲内で、かつ、下記の範囲内に限定されるものとします。

1. 当社の責めに帰すべき事由に基づく、商品出荷の遅延等に起因してお客様に損害が発生した場合、当社が負担する損害賠償額は、当該発送遅延商品に関する従量料金の範囲内に限られるものとします。

2. 当社の責めに帰すべき事由に基づく、保管中の商品の滅失・毀損等によりお客様に損害が発生した場合、当社が負担する損害賠償額の範囲は、滅失または毀損した当該商品の時価額を限度とします。

3. 当社の責めに帰すべき事由に基づく、ASP サービスの不具合のためにお客様に本サービスの提供ができなくなったことに起因して損害が発生した場合、当社が負担する損害賠償額の範囲は、現実に ASP サービスの利用を停止した期間に対応する、同サービスの基本料金（日割計算）の範囲に限られるものとします。

(2) 当社がお客様の商品を保管中、商品の瑕疵等、当該商品が保有する性質に起因して当社が損害を蒙った場合、お客様は、当社の蒙った全ての損害を賠償しなければなりません。

## 第 21 条 (免責)

本サービスの利用に関連する下記の事由に基づいてお客様に損害が発生した場合、当社は、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず、何らの責任をも負いません。

(1) 当社が導入しているコンピュータウイルス対策ソフトによって対応し得ないコンピュータウイルスの、本サービスの用に供する機器への侵入

(2) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、第三者による本サービスの用に供する機器への不正アクセス

(3) 本サービスの用に供する機器またはソフトウェアのうち、当社の製造にかからない機器またはソフトウェアの不具合

(4) その他、当社の責めに帰し得ない事由

## 第 22 条 (協議条項)

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈に争いが生じたときは、当社とお客様との間で誠実に協議の上、解決を図るものとします。

#### 第 23 条（合意管轄裁判所）

前項の規定にもかかわらず、万一、本サービス利用契約に関連して当社とお客様との間に紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 24 条（約款変更の告知方法及び発効時期）

（ 1 ） 本 約 款 の 変 更 内 容 の 告 知 は 、 当 社 ホ ー ム ペ ー ジ（<http://www.adotsu.co.jp/>）上において変更内容を掲示する方法により行います。

（ 2 ） 本 約 款 の 変 更 の 効 力 は 、 変 更 内 容 が 本 条 （ 1 ） 記 載 の 方 法 に よ り 告 知 さ れ た 日 か ら 30 日 後 の 午 前 0 時 に 生 ず る も の と し ま す 。